

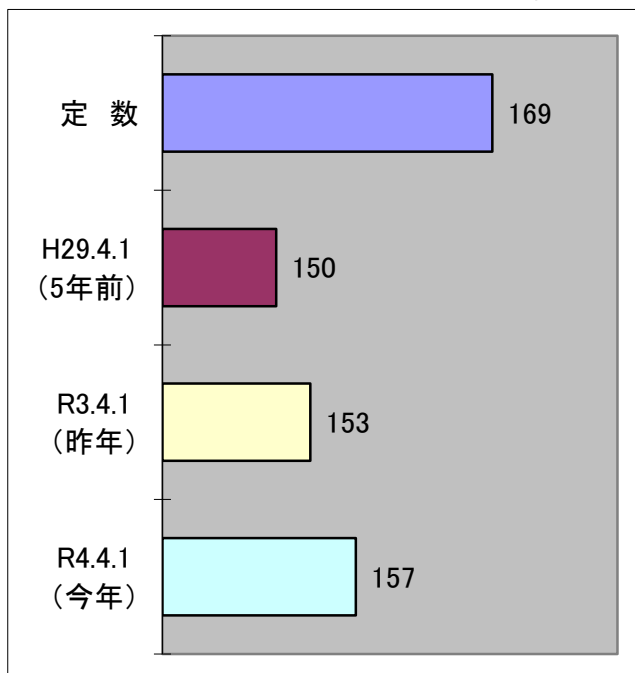
長万部町職員の 人事・給与のあらまし

地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。
今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解していただくため、おなじみのキャラクターが「人事・給与のあらまし」をご紹介します。

職員数

・総職員数の推移

(単位:人)



平成29年～令和4年の5年間で、ほぼ横ばいとなっています。
職員の定数と比べると、令和4年は12人(7.1%)少なくなっています。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。

本町は、これまで退職者の補充や適正な人員配置を考え、職員の採用を行い、左図のように職員数になっております。

今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

・総職員数の内訳

(単位:人)

区 分	定 数	H29.4.1 (5年前)	R3.4.1 (昨年)	R4.4.1 (今年)
町長部局の職員	130	115	118	121
うち病院職員	37	30	28	31
選管事務局の職員	2	2	2	2
農業委員会事務局の職員	2	1	1	2
教育委員会事務局の職員	12	9	9	9
議会事務局の職員	3	3	3	3
消防職員	20	20	20	20
合 計	169	150	153	157

※ 職員数には、町長、副町長、教育長などの特別職や、会計年度任用職員は含んでいません。

職員の勤務時間・休暇

・勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間45分です。

また、一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの8:30～17:15までです。

そのうち、12:00～13:00までが休憩時間です。

・休暇

1年につき20日の年次有給休暇が与えられます。また、その年に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に繰り越すことができます。

その他の休暇として、結婚、産前・産後、出産、病気、忌引、夏季、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

職員の勤務条件は、地方公務員法や労働基準法、その他町の条例や規則により、決められています。



職員の分限・懲戒処分・服務

・分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職員が職務をできないなどの場合に行う職員に対する不利益な処分（降任、免職、休職）のことをいいます。

また、懲戒処分とは、法令や職務上の義務に違反したり、職務を怠ったり、公務員にふさわしくない行動があった場合に行う職員に対する制裁的な措置（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

令和3年度の処分の状況は、右図のとおりです。

・服務

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

分限処分	人数
降任	0人
免職	0人
休職	3人

懲戒処分	件数
戒告	0件
減給	0件
停職	0件
免職	0件

職員の服務には、その他にも法令・上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為・営利企業従事の制限などがあります。



職員の研修

・研修

職員は、毎年度作成される「長万部町職員研修計画」により、定期的にまたは随時に研修を受け、能力の向上を図っています。令和3年度の研修の状況は、左図のとおりです。

研修の種類	人数
初級、税務、政策など	19人

※「職員研修計画」による実施分のみ

庁内の研修も、随時行っています。



職員の福利厚生

・健康管理

法令により、職員検診や業務に応じた特殊検診などを実施し、病気の予防・早期発見に努めています。また、保健師による健康相談も行っています。

・公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる制度です。

職員に、職務上の負傷等があった場合、労災と同様に補償されます。

・互助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、給付・福利厚生事業を実施しています。令和3年度の公費負担金など状況は下図のとおりです。

※事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。<http://www.hokkaido->

互助会に対する公費負担額	互助会会員数	一人当たりの公費負担額
439千円	153人	2,869円

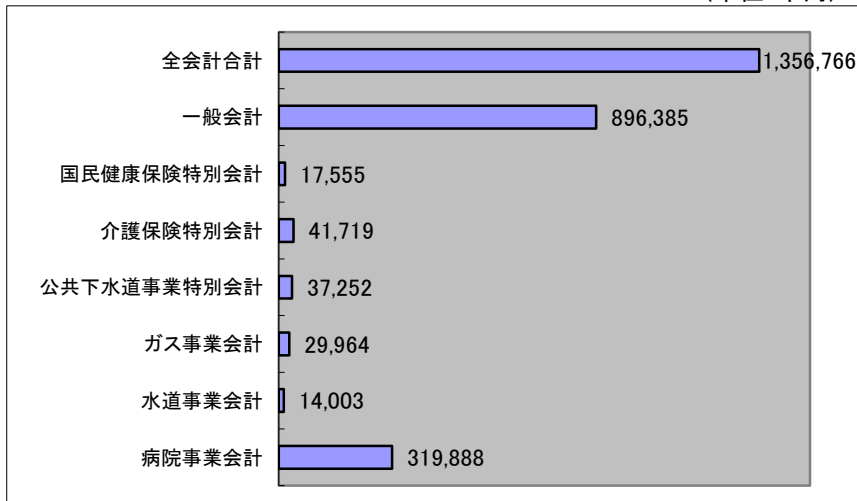
職員は、市町村職員共済組合に加入しています。



人件費の状況

・人件費の状況(令和3年度決算)

(単位: 千円)



人件費全体の約66.1%を一般会計が、約23.6%を病院事業会計が占めています。

・人件費の内訳(令和3年度決算)

議会議員の報酬や、いろいろな委員の方々に支払ったものが「報酬」です。
※会計年度任用職員は除く。



職員に実際に支払ったのが、「給料」と「手当」で、議会議員の期末手当も「手当」に含まれています。

いわゆる社会保険料などとして、町が負担したものが「共済費」です。

(単位: 千円)

区分	報酬	給料	手当	共済費	合計
全会計合計	34,746	644,855	376,470	300,695	1,356,766
一般会計	34,612	402,353	252,194	207,226	896,385
国民健康保険特別会計	37	8,823	4,497	4,198	17,555
介護保険特別会計	97	20,793	11,164	9,665	41,719
公共下水道事業特別会計	0	18,522	9,835	8,895	37,252
ガス事業会計	0	14,009	8,724	7,231	29,964
水道事業会計	0	6,779	3,920	3,304	14,003
病院事業会計	0	173,576	86,136	60,176	319,888

・人件費の推移(決算)

(単位: 千円)

区分	平成28年度 (6年前)	令和2年度 (おとし)	令和3年度 (昨年)
全会計合計	1,305,568	1,340,969	1,356,766
一般会計	843,791	874,417	896,385
国民健康保険特別会計	16,637	17,547	17,555
介護保険特別会計	29,950	46,614	41,719
公共下水道事業特別会計	23,181	36,770	37,252
ガス事業会計	20,380	29,975	29,964
水道事業会計	27,776	19,222	14,003
病院事業会計	343,853	316,424	319,888



6年前と比べ、1年間に掛かる人件費は約5,119万円増加しています。

職員の給与

・初任給（一般行政職）

区分	長万部町	国
大学卒	182,200 円	182,200 円
高校卒	150,600 円	150,600 円

（令和4年4月1日現在）

職員の給与は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体と民間企業の従業員の給与などのバランスを考慮し、町議会の議決を経て条例で定められます。

・平均年齢と平均給料月額（一般行政職）

平均年齢	42.6	平均給料月額	310,848 円
------	------	--------	-----------

（令和4年4月1日現在）

・経験年数別平均給料月額（一般行政職）

経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
給料月額	243,060 円	275,280 円	311,333 円

（令和4年4月1日現在）

※経験年数とは、採用前の前歴年数と採用後の年数を足したものです。

・職員に支給されている給料、手当

給 料		いわゆる基本給です。職務に応じて給料表で定められ、毎月支給されています。	
諸 手 当	扶養手当 （月額）	扶養親族のある職員に支給されます。配偶者6,500円、配偶者以外の扶養親族（父母等）6,500円/人、子10,000円/人、満16歳～満22歳5,000円/人加算	通勤手当 （月額）
	住居手当 （月額）	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額28,000円	時間外勤務手当
	管理職手当 （月額）	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円～137,700円、課長等は23,800円～61,500円を支給	特殊勤務手当
	期末・勤勉手当 （6・12月）	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分、12月分ともに2.15月を乗じた額を支給	寒冷地手当 （11～3月）
		通勤距離が片道2km以上の職員に支給されます。交通機関利用者は運賃相当額（限度額55,000円）、自動車等使用者は通勤距離に応じた額（2,000円～31,600円）	
		正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。令和3年度の職員1人当たり平均支給年額は216,555円（一般会計決算）	
		野犬掃とう、有害鳥虫駆除、救急・消火、ごみ処理、感染症防疫業務など危険、不快な勤務に従事する職員に支給します。	
		世帯区分、扶養親族の有無などに応じ、8,800円～23,360円を支給します。	

（令和4年11月1日現在）

※このほかにも、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などがあります。

・特別職の給与

区分	給料月額	その他	区分	給料月額	その他
町長	810,000円	職員と同様に、通勤手当と寒冷地手当を支給 期末手当は6月分、12月分ともに2.15月（加算措置15%有り）を支給	議長	250,000円	期末手当6月分、12月分ともに2.15月（加算措置15%有り）を支給
副町長	650,000円		副議長	205,000円	
			常任・議運委員長	185,000円	
教育長	580,000円		議員	175,000円	

（令和4年11月1日現在）

